

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「エコシティ・津」清流再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

津市

3 地域再生計画の区域

津市の区域の一部（旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村及び旧安濃町）

4 地域再生計画の目標

「旧」津市は、市政施行 116 年の歴史を閉じ、平成 18 年 1 月 1 日に周辺市町村との市町村合併により、人口 286,521 人、市域面積 710.8 km²を有する「新」津市が誕生した。

この「新」津市では、将来像を「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」とした新市建設計画「新市まちづくり計画」の下、一体的にまちづくりを推進しようとしているところである。

中でも、旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村及び旧安濃町域は人口 201,384 人（平成 18 年 4 月 1 日現在）、面積 272.49 km²で伊勢湾西沿岸の中央に位置し、志登茂川、安濃川及び岩田川が市街地を貫くとともに、南部を雲出川が流れており、伊勢湾水質総量規制における対象地域に指定されている。

これまで、平成 4 年 4 月には岩田川流域が生活排水対策重点地域に指定され、「旧」津市は「津市（岩田川流域）生活排水対策推進計画」に基づく当該流域に係る生活排水対策を推進し、また、平成 8 年に「津市の環境と共生する基本条例」、平成 10 年に「津市環境基本計画」を制定し、人と自然、人と人とのふれあいに満ちて共生する「エコシティ・津」を目指して取り組んできたが、これらの取組みは合併後の津市においても「新市まちづくり計画」を推進する中で踏襲していくものである。

この「津市環境基本計画」では、5 つの環境目標（持続可能な循環を基調とするまちづくり 豊かな自然を大切にし、自然と共生するまちづくり 健康・安全で安心して暮らせるまちづくり やすらぎと潤いにあふれ、個性と魅力あるまちづくり 人々が生き生きと環境づくりに参加するまちづくり）を定め、市民・事業者・行政の共通の目標として、これらの参加のもとに環境づくりを進めるものであり、このうち、生活排水処理に係る環境目標は「持続可能な循環を基調とするまちづくり」「健康・安全で安心して暮らせるまちづくり」に位置付け、生活排水対策を推進してきたが、河川・海域の一部に

においては水質の汚濁により環境基準を達成しておらず、その要因が家庭から未処理で排出される台所、風呂などの雑排水にあることから、生活排水対策のより一層の推進が不可欠となっている。

このようなことから、生活排水処理基本計画に基づく生活排水対策を推進することによって、日常生活に伴い排出される水質汚濁物質を低減させるとともに、河川等の自浄作用を維持・向上させ、もって海域・河川・池などで市民が気軽に釣りや水遊びを楽しむことのできる快適で清らかな水環境を創造していく方針である。

以上のことから、污水处理施設整備のより一層の推進や関連する環境施策を展開し、次の目標を目指すこととしている。

(目標1) 污水处理人口普及率を 71.2% から 74.6% に向上させる。

(目標2) 「環境フェア」の開催など、生活排水対策に係る様々な環境教育を実施する。

特に「環境フェア」については参加人数の目標を 5,000 人とする。

(目標3) 「エコシティ・津ネットワーク」の会員数を 23 団体から 30 団体に増やす。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本市の生活排水は、各河川を通じ伊勢湾に流入している。三重県の策定した化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の総量削減のための「総量削減計画」に準じ、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、公共下水道、浄化槽等の污水处理施設を整備し、污水处理人口普及率を向上させることにより、地域の生活環境を改善し、類型指定されている公共用水域における環境基準の維持・達成を図ることとしている。

さらに、生活排水対策を推進するためには、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要となることから、行政、事業者及び市民等の協働により、環境に配慮した行動を全ての主体に普及させるために設立した「エコシティ・津ネットワーク」の会員数を増加させるとともに、環境フェアの開催などを通じ、広く市民に生活排水対策についての啓発活動を実施し、本市における清流の確保を図る。

5 - 2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

污水处理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・平成 17 年 9 月に事業認可

[事業主体]

- ・ いずれも津市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 津市志登茂川処理区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村及び旧安濃町（ただし、公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設及び大型合併処理浄化槽の整備区域を除く。）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 18 年度～ 21 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～ 21 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 150～ 700 9,100m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 1,389 基

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 1,164,000 千円（うち、交付金 582,000 千円）
- ・ 浄化槽（個人設置型） 事業費 541,701 千円（うち、交付金 180,567 千円）
- 合計 事業費 1,705,701 千円（うち、交付金 762,567 千円）

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道 志登茂川処理区で 3,076 人、 浄化槽 3,857 人

5 - 3 その他の事業

環境学習の推進

- ・ 持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するためには、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加することが重要であることから、記念植樹、ホテル観察会、自然探検隊などの環境学習を推進していく。
- ・ 「エコシティ・津ネットワーク」による市民版環境 ISO の取り組みとして「生活かえる！エコエコ家族」の普及促進を図り、環境啓発を進める。

生活排水対策の実施

- ・ 下水道整備区域内における水洗化を推進し、清流再生を目指す。
- ・ し尿・浄化槽汚泥の海洋投入処分の禁止に伴う陸上処理施設での処理量の増加等に対応した施設整備を実施することにより、安定かつ適正処理を行う。

美しいまちづくりの推進

- ・ ごみの減量・リサイクルについては、市民・事業者・行政の三者が一体となつて、お互いに理解を深め取り組んでいく必要があるために、市民啓発の場として「ごみダイエット塾」を開催していく。
- ・ 生活環境の保全と併せて、まちを美しくする市民意識の向上を図るため、「市民清掃デー」を実施し、市民総参加の下で道路・公園等の一斉清掃活動を実施し、清潔で美しいまちづくりを推進する。

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に 4 に示す数値目標に照らし、津市が状況を調査及び評価し公表する。

また、必要に応じて事業の見直しを図るため、市、関係行政機関で施設の整備状況、整備された汚水処理施設についての維持管理状況等について評価、検討を行い、放流先河川の水質を計画前と終了後と比較調査し、必要に応じ適切な措置をとる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし